

平30福情答申第5号

平成30年8月21日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(保健福祉局生活衛生部食品安全推進課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成30年1月12日付け保食第655号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定店舗の申請日現在における食品営業者台帳(営業許可申請書)」の一部公開決定の件

第1 審査会の結論

「特定店舗で営業をなす者に係る申請日現在における食品営業者台帳（営業許可申請書）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年12月8日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、本件対象文書に記載された「特定店舗で営業をなす者」に係る住所を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成29年12月1日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成29年12月8日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年12月20日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう策定した、平成27年2月12日付け「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「個人情報が含まれるデータ等についても、オープンデータと

して利用が求められているものもある」として「個人事業主名や住所等が記載された食品営業施設一覧表」が例示されている。つまり、「個人事業主名や住所等が記載された食品営業施設一覧表」は地方公共団体が公開すべきデータであることを明示している。福岡市は、新規飲食店営業等営業許可施設一覧のデータセットをオープンデータとして公表しているものの、個人事業主については、氏名も住所もデータ表示をさせないこととしており、ガイドラインを全く無視した扱いをしている。

(2) 地方公共団体が、オープンデータとして公表すべきとされている個人事業主名や住所等が記載されている食品営業施設に関する情報が、情報公開請求をしても公開されないというのは道理に反する。福岡市は、条例第7条第1号の解釈を誤っている。

(3) ちなみに、経済産業省は、「情報公開法に関する経済産業省審査基準」において、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の情報公開法第5条第1号の個人に関する情報への該当の有無の解釈並びに判断基準として「『事業を営む個人の当該事業に関する情報』は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当である」として、同号の個人情報からは除外している。

この経済産業省の基準に照らせば、個人事業主の許認可申請及び申請に基づき許可が与えられた個人事業主の氏名、住所は情報公開法第5条第1号の個人情報の情報には該当せず、個人事業主の氏名、住所は公開されることとなる。

(4) また、他県では、公開請求に対し、食品営業許可を受けた個人事業主の住所氏名を公開している事例もある。

(5) 食品営業者台帳に記載された個人事業主の氏名、住所が条例第7条第1号の個人情報に該当することはない。福岡市が、審査請求人が公開請求した食品営業者台帳に記載され個人事業主の住所を公開しないのは違法である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年5月16日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

営業許可申請書とは、飲食店等の食品営業に係る許可を受けようとする者が、管轄の保健所長に提出するものである。営業許可申請書は、許可後に台帳として管理し、申請事項変更の届出や行政処分、営業許可の更新等があった際、文書番号、年月日、諸届・行政処分等を記載する。なお、新規許可申請の場合、申請書には、次に掲げる事項を記載する。

- ①申請者の住所、氏名、生年月日及び電話番号
- ②営業所所在地及び電話番号
- ③営業所の名称、屋号又は商号
- ④営業の種類
- ⑤食品衛生責任者の氏名及び資格
- ⑥申請者の欠格事項

本件対象文書は、平成20年12月15日及び平成28年10月6日に営業許可の新規取得のために実施機関に提出された営業許可申請書である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

以下の理由から、食品営業に係る事業を営む個人事業主の住所は非公開情報に当たると判断し、本件決定を行った。

- ① 個人事業主の住所は、食品営業に係る事業に直接的な関係性を持たないため、条例第7条第2号に掲げる事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、当該事業活動と関係のない個人に関する情報である。
- ② したがって、個人事業主の住所は、条例第7条第1号により公開又は非公開の判断をする。
- ③ 個人事業主の住所は、現に公開されている、食品営業に係る事業を営む個人の氏名と照合することで、特定の個人を識別することができる情報であるため、非公開情報である。
- ④ さらに、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウは、公開すべき個人に関

する情報を定めているが、個人事業主の住所は、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないため、公開すべき個人に関する情報ではない。

(4) 審査請求の理由に対する反論

審査請求人は、ガイドラインにおいて、「個人事業主名や住所等が記載された食品営業施設一覧表は、地方公共団体が公開すべきデータであることを明記する。」としているが、食品営業施設一覧表はあくまでオープンデータとしての利用が求められているデータの例示に過ぎない。オープンデータの推進と情報公開制度は異なるもので、審査請求の理由に当たらない。

また、審査請求人は、他県で同様の公開請求に対して、個人事業主の住所が公開されている事例を引き合いとして、本件決定の違法性を訴えるが、福岡市が保有する情報の公開については、福岡市が定めた条例への適否でなされるものである。

(5) 営業許可通知及び店内掲示の方法等について

営業許可申請を許可した場合、管轄の保健所長は、申請者に営業許可通知書により通知する。また、許可を受けた者は、規則で定める営業許可に関する書面を、店内の見やすい場所に掲示しなければならない。許可を通知する書面と店内に掲示すべき書面とは異なり、店内に掲示すべき書面に申請者の住所は記載されていない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書として、本件審査請求に係る「特定店舗で営業をなす者」に該当する特定の個人2名（以下「本件営業許可申請者ら」という。）から平成20年12月15日及び平成28年10月6日に実施機関にそれぞれ提出された営業許可申請書を特定している。

実施機関によると、営業許可申請書は、許可後にこれを台帳として管理しているとのことであり、審査請求人が本件対象文書の件名として指定した「食品営業者台帳（営業許可申請書）」という文言もこれに符合することから、実施機関に

よる本件対象文書の特定は、妥当と判断する。

本件対象文書には、新規許可申請時における本件営業許可申請者らの住所、氏名、生年月日及び電話番号、営業所所在地及び電話番号、営業所の名称、屋号又は商号、営業の種類、食品衛生責任者の氏名及び資格、本件営業許可申請者らの欠格事項の有無などの申請に係る事項のほか、許可後の管理事項が記載されているところ、実施機関は、これらのうち、①本件営業許可申請者らの住所、生年月日及び電話番号、②食品衛生責任者の資格、③本件営業許可申請者らの欠格事項の有無及び④許可後の管理事項に係る手数料取扱者の印影について、条例第7条第1号の非公開情報に該当するとして被覆したうえで公開していることが認められる。

審査請求人は、本件対象文書で実施機関が被覆を行った部分（上記①から④まで）のうち、本件営業許可申請者らの住所について公開を求めており、その余の部分については争いがないため、以下、本件営業許可申請者らの住所が条例第7条第1号の非公開情報に該当するか否かについて検討する。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条は、実施機関は、公開請求に係る公文書に同条各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。これを受けて、同条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と定める。

もつとも、同号ただし書は、同号にいう非公開情報から以下の事由を除外している。すなわち、同号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、同号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、同号ただし書ウは、当該個人が公務

員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報の除外事由と定めている。

(2) 条例第7条第1号本文該当性について

審査請求人は、非公開とされた本件営業許可申請者らの住所は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり、条例第7条第1号には該当しないと主張する。

この点、条例第7条第1号が定める「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に関する一切の情報をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報、条例第7条第1号により、公開又は非公開の判断を行うものである。

本件についてみるに、本件営業許可申請者らの住所は、それぞれの営業許可申請時点における本件営業許可申請者らの生活の本拠である場所をあらわしているに過ぎず、本件営業許可申請者らの事業活動とは直接関係がない個人に関する情報に当たるといふべきである。

そして、本件営業許可申請者らの住所は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであり、条例第7条第1号本文に定める非公開情報に該当する。

(3) 条例第7条第1号ただし書該当性について

条例第7条第1号ただし書は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除外している。ここにいう法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や事実上の慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいう。

本件についてみるに、福岡市は、新規飲食店営業等営業許可施設一覧を市ホームページ及び市情報プラザで公表しているが、いずれも本件営業許可申請者らの住所に相当する事項は公開されていない。

また、福岡市食品衛生条例(平成12年福岡市条例第19号)第4条においては、

「営業許可に関する書面を、営業の施設作業場又は客席の見やすい場所に掲示しなければならない」とされ、許可に関する書面の掲示が義務付けられている。そして、福岡市食品衛生規則（平成12年福岡市規則第79号）第4条においては、掲示しなければならない書面として「営業許可事項」が定められているところ、「営業許可事項」には、営業所の名称、屋号又は商号、営業の種類及び許可番号、その他の条件等、許可年月日並びに許可期限を記載することとされており、本件営業許可申請者らの住所に相当する事項の記載は求められていない。

以上のことから、本件営業許可申請者らの住所は、「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」には当たらず、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

また、条例第7条第1号ただし書イ又はウに該当する事実も認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人が、審査請求の理由として挙げるガイドラインは、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう策定されたものであって、本件審査請求に係る上記判断を左右するものではない。

また、審査請求人が反論意見書で示す経済産業省の作成による「情報公開法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準」は、条例の解釈に当たって直接規範となるものではなく、かつ、その内容も上記2(2)で示した条例の解釈と矛盾するところはない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年1月12日	実施機関からの諮問
平成30年3月26日	実施機関が弁明意見書を提出
平成30年5月16日（第2部会）	実施機関から意見聴取・審議
平成30年6月13日（第2部会）	審議

平成30年7月25日（第2部会）	審議
------------------	----

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子